

<市第 56 号議案関連資料>

市第 56 号議案 横浜市手数料条例の一部改正（市民局関係部分）

1 趣旨

個人番号カードを利用する各種証明書の交付申請について、本市が設置する多機能端末機により交付する方法を追加するため、横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 施行日

令和7年2月1日

3 改正内容

本市では、民間事業者がコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に設置する多機能端末機（いわゆる「マルチコピー機」）において、市民の皆様が個人番号カードを利用することにより、窓口を介さず戸籍関係の各種証明書の交付をするサービス（以下「コンビニ交付」という。）を実施しています。

このたび、横浜市中期計画や横浜 DX 戦略に掲げられた「書かない・待たない・行かない区役所」の実現に向けた取組の一つとして、コンビニに設置してある多機能端末機と同等の機器を区役所に設置することで、窓口を介さずに戸籍関係の各種証明書の交付を可能にします。

区役所に設置する多機能端末機は、コンビニ交付と同様に民間事業者が庁舎内に設置するものと、本市が設置するものがあります。

現在の条例上、民間事業者が設置するものに限定している多機能端末機による各種証明書の交付手数料について、本市が設置する多機能端末機による交付についても同様に徴収できるようにするため、横浜市手数料条例の一部を改正します（第2条第13号）。

なお、民間事業者による区庁舎内への多機能端末機の設置は、株式会社ローソンとの協定に基づく取組です。

【参考1：条例改正案新旧対照表】

現行	改正後（案）
<p>（手数料）</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（第1号から第12号まで省略）</p> <p>(13) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料 1件につき 300円（横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第2条第2号に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあっては、250円）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（第1号から第12号まで省略）</p> <p>(13) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料 1件につき 300円（横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第2条第2号に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電気通信回線で接続された電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあっては、250円）</p> <p>（以下省略）</p>

【参考2：多機能端末機設置イメージ（栄区）】

